

論点整理案に関する参考資料

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ(第4回)

令和 8 年 4 月

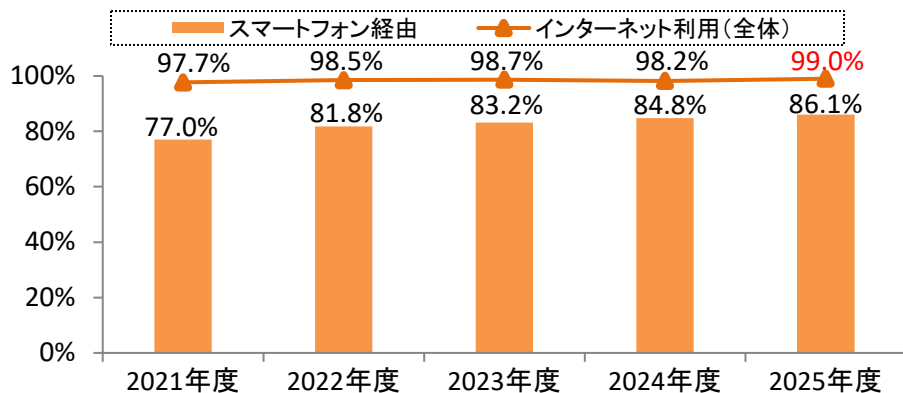
青少年を取り巻く状況の変化

青少年によるインターネット利用動向

※第1回WG
資料1-3から更新

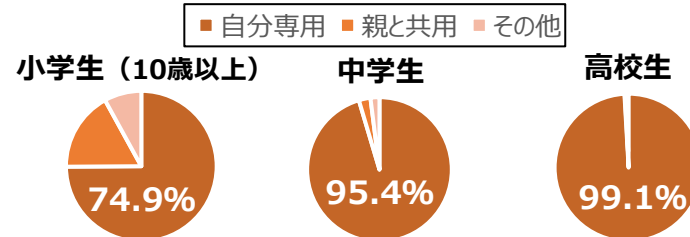
- 10～17歳によるスマホ等を利用したインターネット利用率は9割以上で高止まり。
- 自分専用のスマートフォンを所有してインターネットを利用している青少年の割合は、小学生（10歳以上）で7割、中高生では9割以上。
- インターネットを5時間以上利用していると回答した青少年は約40%、平均利用時間は約5時間27分であり、利用時間が長時間化。
- SNSの利用頻度は「利用しない・できない」を除くと57～98%、SNSへのコンテンツ投稿頻度は「投稿しない」を除くと70%程度。

青少年（満10歳～満17歳）のインターネット利用状況



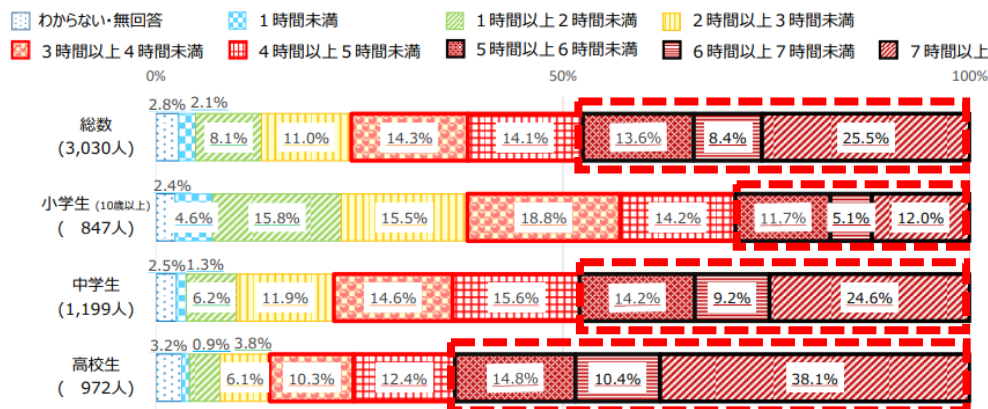
出典：こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」に基づき、総務省作成

青少年（満10歳～満17歳）のスマートフォン保有状況



出典：こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」に基づき、総務省作成

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計/平日1日あたり）

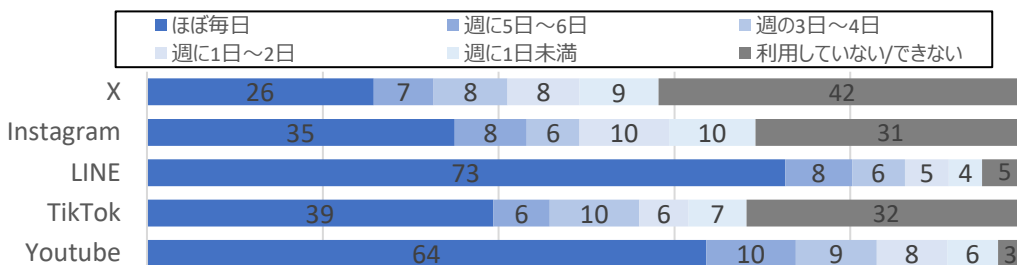


出典：こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

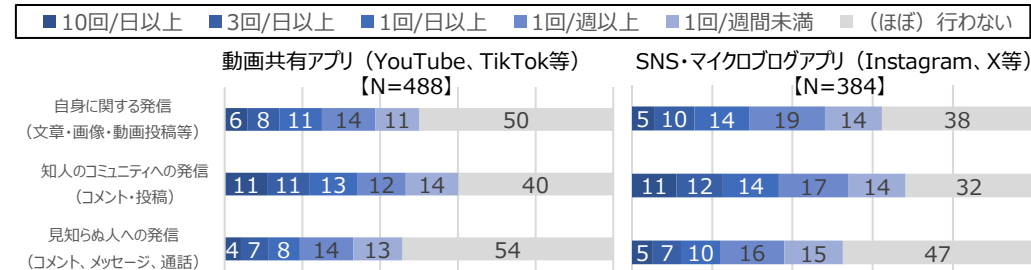
青少年（満12歳～満17歳）のSNS利用状況

・SNSの利用頻度 (%)

※SNS：Youtube、TikTok、LINE、Instagram、X



・SNSへのコンテンツの情報発信・他者交流頻度（ジャンル別） (%)

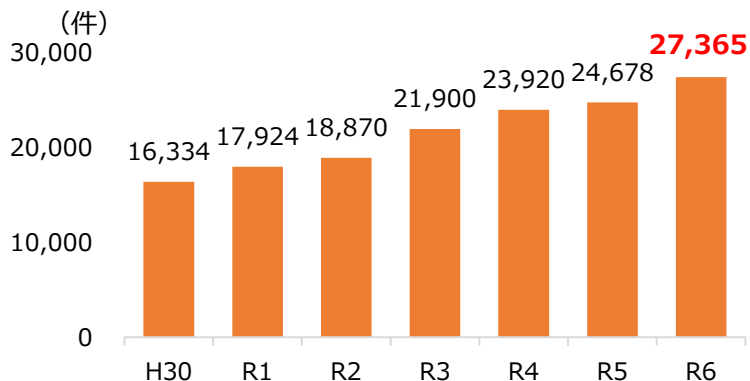


出典：総務省「令和7年度我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態及び諸外国における青少年保護の実態に係る調査研究」

- 青少年によるスマートフォン等を通じたSNS利用が進むなか、青少年が関係する誹謗中傷やいじめなどのトラブルのみならず、青少年が**犯罪に巻き込まれ被害者となる事態や犯罪に加担してしまう事態**が生じている。
- 青少年が有害情報閲覧するリスクのみならず、**青少年が自ら発信することのリスク**が出現しており、技術的対応やリテラシー向上などの総合的な対策が必要。

ネット上でのいじめの状況

- ・ 小中高・特別支援学校におけるいじめの態様別の認知件数について、「**パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる**」は**27,365件**と増加傾向。



出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づき、総務省作成

SNS等を通じた犯罪等への関与

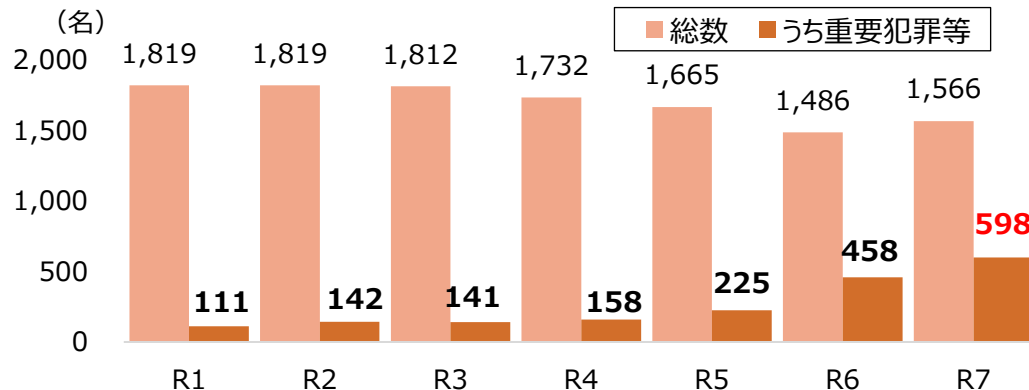
- ・ 特殊詐欺をはじめとする犯罪やトラブルにおいて、SNSを通じた募集や応募、個人情報の提供、重課金などの事案も生じている。

特殊詐欺の受け子等になった経緯について、**10代においては、令和R6.1～R6.10に検挙した被疑者341名のうち92名の27.0%がSNSから応募した**と供述。

出典：デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第3回）
資料3-2 警察庁発表資料に基づき、総務省作成

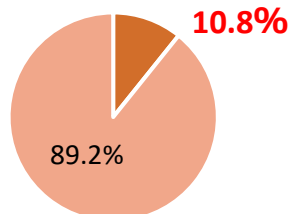
SNSに起因する事犯による被害

- ・ SNSに起因する事犯による被害児童数は、全体として減少傾向にあるものの、そのうち**重要犯罪等の被害者は598名**と増加傾向。



- ・ **被害児童※のうち、フィルタリング利用率は約10%**にとどまった。

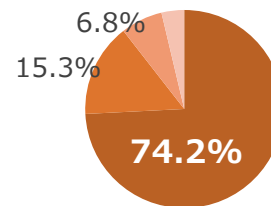
■ 利用あり ■ 利用なし



※被害児童（1,556名）のうち、フィルタリングの利用が不明であった児童を除く。

- ・ SNSに起因する事犯により、児童・生徒が被害者となっている事件において、**被害児童が最初に投稿している割合は74.2%**。

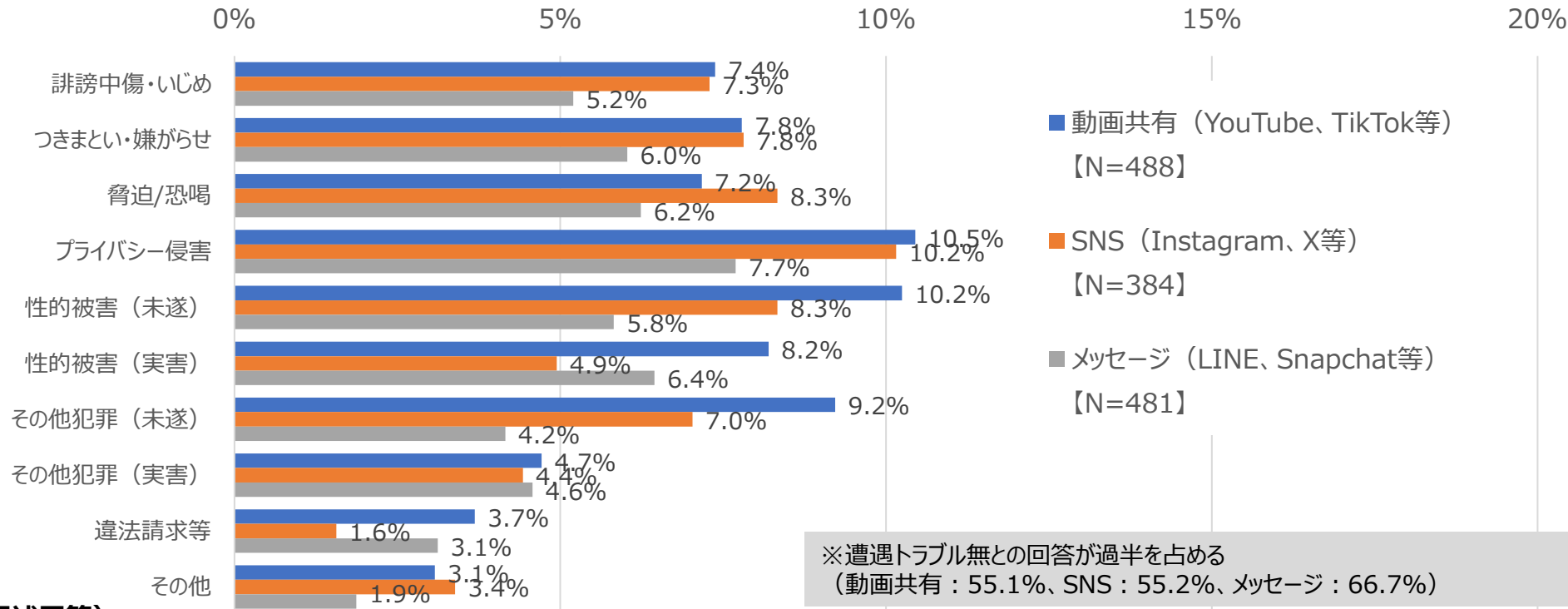
■ 被害児童 ■ 被疑者 ■ 該当なし ■ 不明



出典：警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

■ 令和7年度に総務省が実施した青少年とその保護者を対象とするアンケート調査では、見知らぬ個人との遭遇トラブルについて、**動画共有ジャンルの遭遇率が他よりも高く、特に性的被害や他犯罪についてのトラブルに遭遇した経験が多くみられた。**

Q12/14/16/18（各ジャンルで、**見知らぬ個人と**）実際に遭遇したトラブルを全てお選びください。※利用者のみ回答 ※複数回答



(自由記述回答)

動画共有	<ul style="list-style-type: none"> ダンス動画をアップしたところ、可愛くない等の誹謗中傷を受けた。(女子・14歳、誹謗中傷・いじめ) 動画共有・ライブ配信アプリで見知らぬ人からの詐欺や闇バイトへの勧誘があった。(男子・15歳、その他犯罪(未遂))
SNS	<ul style="list-style-type: none"> 女友達との投稿で撮影した場所を特定されて行動を監視された。(男子・15歳、プライバシー侵害) 住所を特定した等としてわいせつな画像を送らせられた。(女子・17歳、性的被害(実害))
メッセージ	<ul style="list-style-type: none"> 特定の嫌なやつを言うグループチャットを作っていたのが本人にバレた。(男子・14歳、誹謗中傷・いじめ) あまり親しくない友達から急にネズミ講の様な勧誘を執拗にされた。(女子・17歳、その他犯罪(未遂))

課金



OS事業者による 青少年保護機能

- ・スクリーンタイム
- ・ファミリーリンク など

携帯電話事業者による フィルタリングサービス

- ・あんしんフィルター
- ・あんしんコントロール など

違法有害サイト



使いすぎ



家庭内ルールの設定

- ・利用可能な時間帯
- ・1日当たりの利用時間 など

SNS事業者による 青少年保護機能

- ・年齢確認・年齢認証
- ・年齢確認に伴う機能制限 など

発信リスク等



政府全体の動向

- 青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備基本計画(こども家庭庁とりまとめ)等に基づき、関係各省庁において取組を推進。
- こども家庭庁を中心に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等について検討。

青少年インターネット環境整備法 (平成20年6月18日公布(議員立法)/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行)

基本理念 (第3条)

青少年の適切なインターネット
活用能力習得

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

青少年インターネット環境整備基本計画 (第8条) ※3年を目途に見直し

第6次基本計画 (令和6年9月9日こども政策推進会議決定)

- ① 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進
- ② フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進
- ③ 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

(平成20年9月12日内閣府特命担当大臣決定)

事務局：こども家庭庁成育局

オブザーバー省庁：警察庁・**総務省**・法務省・文部科学省・経済産業省

青少年インターネット環境整備推進課長会議

(平成22年4月1日子ども・若者育成支援推進本部長決定)

議長：こども家庭庁成育局

構成員：内閣府・警察庁・**総務省**・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

(令和6年11月25日青少年インターネット環境の整備等に関する検討会決定)

事務局：こども家庭庁成育局

構成員省庁：公正取引委員会・警察庁・消費者庁・こども家庭庁・**総務省**・法務省・文部科学省・経済産業省

- インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ（事務局・子ども家庭庁）における議論をうけて、各府省庁における今後必要な取組について一定の方向性を示すものとして、昨年8月にとりまとめ。
- 各府省庁において速やかに議論を開始し、青少年や保護者を含む幅広いステークホルダーと意見交換を行いつつ、安全・安心なインターネット環境整備に向けた具体的な措置を講ずることが期待されている。

「課題と論点の整理」の全体像

1 検討の背景

- (1) これまでの対応
- (2) 海外における対応状況

2 ワーキンググループにおける議論と今後の方向性

- (1) ワーキンググループにおける議論
 - ① 議論の経過
 - ② 議論にあたっての視点等

(2) 議論を踏まえた検討の基本的方向性

(3) 課題と論点

3 今後の進め方

4 おわりに

- ・年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービス/幅広いステークホルダーによる検討/リテラシーの底上げ
- ・受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応
- ・事業者の新規参入の促進と実効性があるコンテンツレーティングの実施
- ・青少年被害に対する厳正な対処
- ・官民が連携した保護者や青少年の自主的な対応の促進

- ① リスクの多様化への対応（青少年インターネット環境整備法）
- ② リスクの多様化への対応（民間企業等の自主的取組）
- ③ コンテンツ・リスクへの対応（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）
- ④ コンダクト/コンタクト・リスクへの対応（闇バイト、いじめ、セクスティング等）
- ⑤ 消費者関連リスクへの対応（インターネット関連の消費者トラブル等）
- ⑥ 横断的リスクへの対応（生成AI等）
- ⑦ 横断的リスクへの対応（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）
- ⑧ 広報・啓発

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

9 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

R7年度			R8年度				R9年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
<p>・総務省に設置する会議体において検討</p>			<p>・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実地調査等に必要なに応じて反映</p>					
<p>【実地調査（覆面調査）】</p> <p>● 実地調査を踏まえた要請</p>			<p>・実地調査</p>					

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

3 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。
（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

4 かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯がある。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。
（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

5 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

※ ④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）の項目の観点もあり

（◎総務省、こども家庭庁）

R7年度			R8年度				R9年度		
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	
	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省に設置する会議体において検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要なに応じて反映 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者等ヒアリング 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業による情報収集・整理 								

③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）

2 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁）

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）

1 ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。

（◎総務省、経済産業省）

2 1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。

（◎総務省）

R7年度			R8年度				R9年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
<ul style="list-style-type: none"> ・総務省に設置する会議体において検討 ・関係事業者等ヒアリング ・調査研究事業による情報収集・整理 			<ul style="list-style-type: none"> ・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要に応じて反映 					

諸外国の動向

諸外国における法律のうち青少年保護に係る規定について（2025年10月時点）

※第1回WG
資料1-3にて使用

国・地域	法律名	事業者等の義務					
		年齢確認・年齢認証	年齢適正設計	保護者の同意	リスク評価・軽減措置	メディアリテラシー	その他
EU	デジタルサービス法 (DSA)	○ (35条) 大規模オンライン・プラットフォーム等(VLOP/VLOSE)が年齢認証の措置等を講じる努力義務	○ (28条) 青少年保護措置の実施義務	×	○ (34条) VLOP/VLOSEへの義務	×	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者が理解できるような利用規約 未成年者に対するプロファイリングに基づく広告の禁止等
イギリス	オンライン安全法 (OSA)	○ (12条、付属書4) ユーザ間サービス、検索サービス事業者が年齢確認または年齢推定の措置を講じる努力義務	○ (12条、29条) ユーザ間サービス、検索サービス事業者へ義務	×	○ (11条、28条) ユーザ間サービス、検索サービス事業者へ義務	○ (165-166条) OFCOM (英国情報通信庁) の義務	<ul style="list-style-type: none"> 子どもによるアクセスの評価 OFCOMによるレポートの作成・公表等
フランス	<ul style="list-style-type: none"> デジタル成年確立法(①)※執行停止中 デジタル空間安全確保・規制法(②) ペアレンタルコントロール法(③) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (①4条、②1条) ・ SNS事業者がユーザ登録時に年齢確認を行い、15歳未満の場合は保護者から明示的に同意を取得する義務 (既保有アカウントも同様) (①) ・ ポルノコンテンツを提供するプラットフォームが年齢確認を行い、未成年のアクセスを無効にする義務 (②) 	— (DSAが直接適用される)	○ (①4条) SNS事業者が15歳未満のユーザ登録時に保護者同意を取得し、保護者がアカウント停止を求める場合はそれに応じる義務	— (DSAが直接適用される) ※15歳未満の利用者と保護者に対し、サービス利用のリスクと予防策に関する情報を提供する義務がある (①)	△ (②9条) 教育機関におけるネットいじめ等の防止やリテラシー向上のための活動の実施状況を政府が議会へ報告する義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末製造事業者、OS事業者等に対し有害コンテンツへのアクセスを制限するツールの搭載を義務付け (③)
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年オンライン安全法 ・ 「クラス1コンテンツ業界規範」※ 	○ (63D条) ソーシャルメディアプラットフォームが16歳未満のアカウント作成を防止する合理的な措置を講じる義務	○ (業界規範) ソーシャルメディアサービス提供者等が年齢に応じたフィルタリング等を適用する義務	×	○ (業界規範) ソーシャルメディアサービス、機器サービス提供者が、児童性的搾取素材やテロ支援コンテンツについてリスク評価と対策を講じる義務	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な新機能、既存機能の変更を当局に報告する義務 (業界規範) 等

※ 「クラス1コンテンツ」とは、オーストラリア国内での上映や販売そのものが禁止されるコンテンツで、児童性的搾取コンテンツ、テロ支援コンテンツ、過激な犯罪や暴力に関するコンテンツ、犯罪および暴力を助長する等のコンテンツ、薬物関連コンテンツ、特定のフェティッシュな行為等を表現するオンラインポルノが該当。

規制概要

- 2024年12月10日に「2024年オンライン安全法改正案」が成立。**2025年12月10日から適用開始。**
- **16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置**を講じることを**SNS事業者**に義務付け（第63D条）
- 年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報を破棄することをSNS事業者
- **違反した場合は、最高4,950万豪ドル（約50億円）の罰金**（第63F条）
- 16歳未満の利用禁止に親権者同意などによる例外措置なし。**年齢確認方法はSNS事業者**に委ねられており、生年月日入力や顔認証等が使用されている。
- 規制対象は、TikTok、X、Instagram、YouTube、Facebook、Threads、Snapchat、Reddit、Kick、Twitchの10サービス。ゲームやメッセージアプリ、教育・健康系サービスなどは規制の対象外。
- 施行後、一か月程度で**約470万件の未成年アカウントを削除**。
- 2026年2月には、ネット安全（eSafety）コミッショナーによる上記**規制制度の包括的評価を開始**。2年以上にわたり、4,000人を超える子ども及びその家族を対象にアンケート調査等が実施され、その成果が2027年以降、順次公表される予定。

国内外の反応

■ 立法の経緯

- ・子どもがSNSで巻き込まれたり、いじめに遭ったりして社会問題化したことが立法の背景にある。豪州の取り組みに日本や欧米でも関心が高まっている。（12/11 朝日新聞 1面）
- ・豪州ではSNSによるいじめを苦しめた子どもの自殺を機に、保護者が規制強化を求めた。子どもが有害性の高いコンテンツで心身の健康を損なったり、中毒性の高いコンテンツで広告収入獲得のための餌食になったりしているとの懸念も広がった。（12/11 日経新聞 2面）
- ・**国家レベルで子どもの利用を禁じるのは世界で初めて**。SNSが暴力や自殺を誘発しているとの批判があり、心身に悪影響を与えるコンテンツなどから子どもを守るのが狙い。ショート動画などの中毒性の高さも問題視され、規制の動きは各国に広がっている。（12/10 東京新聞 3面）
- ・規制の動きは欧州と東南アジアにも波及しており、**世界的な潮流になるかが注目される**。（12/11 産経新聞 1面）

■ 世論

- ・複数の世論調査では、今回の禁止措置が保護者の間で高く支持されていることが示されている。ネットいじめや児童搾取の減少につながることを、保護者は期待している。複数の専門家は、子どもたちが比較的簡単に規制をすり抜けてしまうのではないかと、年齢確認技術を欺いたり、より安全性の低いネット上のほかの場所を見つけたりする可能性があるとの懸念。規制に批判的な人の多くは、規制よりもむしろ、教育の強化や節度ある利用を促すべきだとしている。多くのプラットフォームでは最近、ペアレンタルコントロール（保護者が子どもの使う情報通信機器などを管理する機能）が強化されており、これが解決策になるとしている。（12/10 BBC）

■ 世論（つづき）

・10代の多くは失望する。南部アデレードのエバ・ジョーンズさん（12）は「自分を表現する権利を奪われる。16歳まで使えないと、世界の同世代に後れを取る」と心配。…シドニー近郊に住むノア・ジョーンズさん（15）は原告の一人として、インターネットがあることが当たり前の環境で育った「デジタルネイティブ世代」を一律に排除する行為だとして最高裁に法律の差し止めを請求。（12/10 東京新聞 6面）

■ 年齢確認

- ・政府は一律の年齢確認制度を設けることを見送った。一部事業者は、利用状況等に基づき年齢を推定。施行日に先立ち、16歳未満とみられるアカウントを閉鎖し始めたが、年齢誤認も相次いでいる。（12/10 東京新聞 3面）
- ・豪公共放送ABCによると、写真共有アプリの「Lemon8」や「Yope」が最近、新規登録者数を急速に伸ばしている。InstagramやTikTok（ティックトック）などが利用禁止となる中、子供たちが回避先として登録しているとみられ、豪規制当局も動向を注視している。（12/10 読売新聞 9面）
- ・16歳未満かどうかを見分ける技術にも課題が残ったままだ。年齢確認の方法はSNS運営企業に委ねられるが、地元メディアは、一部の企業が採用する顔認証などの精度が不十分だと指摘し、16歳未満の子が認証をクリアする事例を相次いで報じている。（12/10 読売新聞 9面）

■ 事業者の対応等

- ・16歳未満のアカウント取得を阻止しなかった場合、事業者に課される制裁金は最大4950万豪ドル（約50億円）。巨大IT企業には「はした金」（専門家）だが、欧州やアジアで複数の国が同種の規制を検討しており「企業イメージを優先」（規制当局）して従ったとみられている。（12/10 東京新聞 6面）
- ・16歳未満の利用を制限する豪州の法律に対し、米テック各社は法の趣旨には賛同しているが、年齢確認の方法や、法律そのものの実効性には疑問を呈している。違反した際の責任が企業側のみに課される仕組みにも不満がくすぶっている。（12/11 朝日新聞 9面）
- ・「この法律はオンライン上の子どもの安全を高めることにはならない。むしろ低下させる」。禁止対象に指定されたユーチューブを運営する米グーグルは今月の声明で、法律を順守すると表明しつつも「拙速な規制だ」と批判した。（12/10 東京新聞 6面）
- ・米国の実業家イーロン・マスク氏がオーナーを務めるX（旧ツイッター）は10日、新法に従う方針を示した。（12/11 読売新聞 9面）
- ・規制対象となったSNS運営企業が、豪州政府を提訴する事態にも発展した。オンライン掲示板の米レディットは12日、豪州の最高裁に違憲審査を求める訴訟を起こした。（12/19 朝日新聞 9面）

■ 人権団体等機関の意見

- ・国連人道基金（ユニセフ）の豪州事務所は「子どもの表現の自由や、情報へのアクセス、公共生活への参加といった権利を侵す可能性がある」と懸念する。（12/11 日本経済新聞 2面）
- ・国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」は10日、「子供や若者をSNSから締め出すべきではない」とする声明を発表した。（12/11 読売新聞 9面）

諸外国法制等における青少年のプラットフォームサービスの利用に係る規定

※第3回WG
資料3にて使用

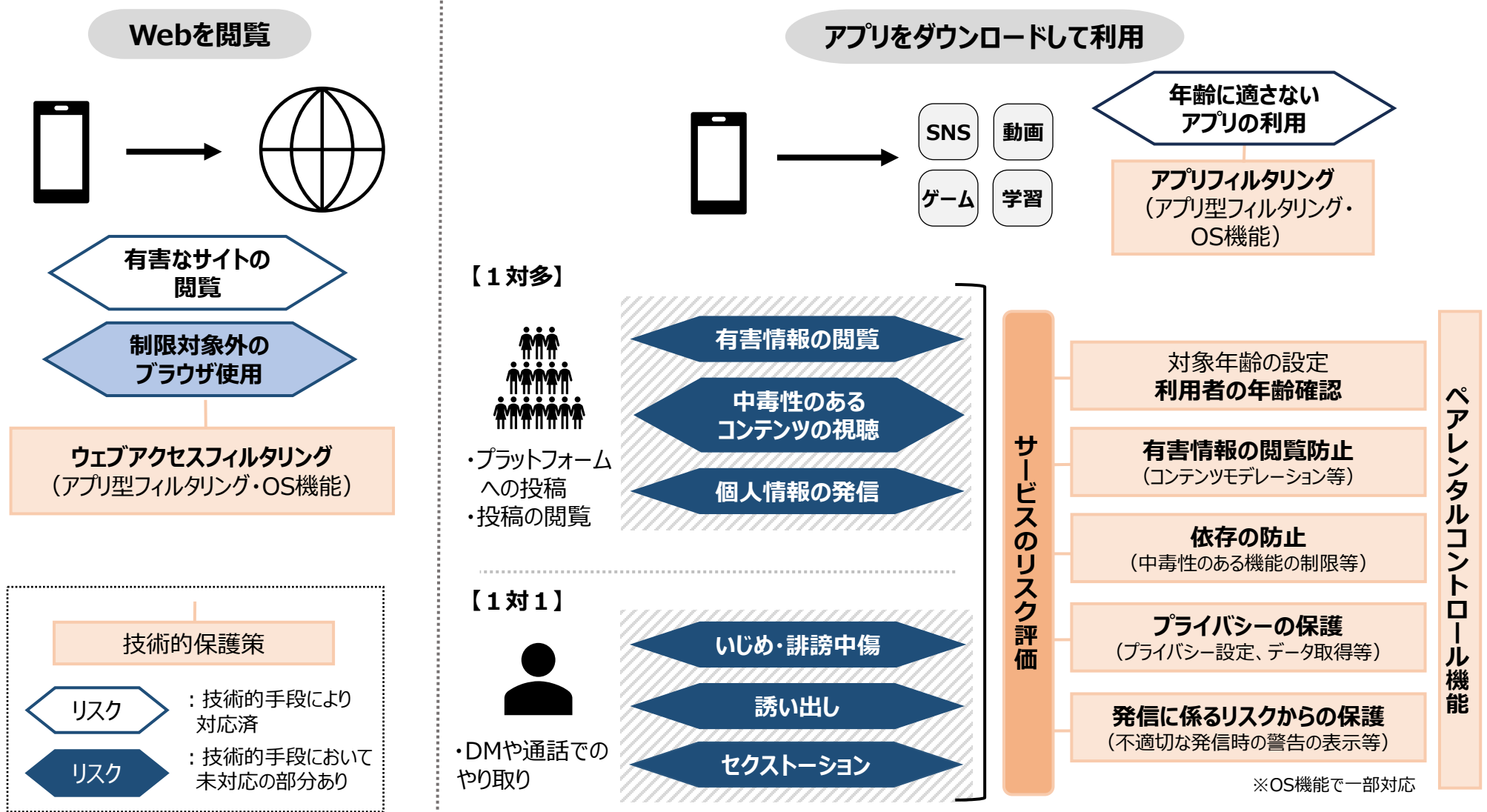
16

	EU	イギリス	アメリカ各州
	デジタルサービス法 (DSA) DSAに基づく未成年者保護ガイドライン	オンライン安全法 (OSA) OSAに基づく行動規範・ガイダンス	ユタ州・カリフォルニア州・テキサス州・ニューヨーク州
リスク評価の実施・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・超大規模事業者は自社サービスについて、リスク評価を行い、必要な軽減措置を講じる義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものアクセス評価、子どもに有害なコンテンツのリスク評価および結果の書面保管、リスク軽減措置を実施する義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利や安全へのリスクを評価するデータ保護影響評価 (DPIA) を作成・保管し、評価結果に応じてリスク軽減措置を講じる義務 (カリフォルニア州)
有害情報の閲覧防止 (コンテンツモデレーション・セーフサーチ・広告)	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者に有害なコンテンツ・行動を専門家等と協力して定義 ・ポリシーに基づくコンテンツモデレーションの実施 ・プロファイリングに基づく広告の表示の禁止 ・有害・非倫理的・違法な広告からの保護 ・有害・危険なコンテンツのレコメンドの制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリシーに基づくコンテンツモデレーションの実施 ・子どもに有害なコンテンツのレコメンドからの除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害情報のモデレーションの実施 (テキサス州) ・ターゲティング広告の禁止 (テキサス州)
依存の防止 (中毒性のある機能の制限・利用時間の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・無限スクロール機能等の利用者のエンゲージメントを主目的とした機能の制限 ・レコメンド機能のリセットの搭載 ・効果的な時間管理ツールの実装 	<ul style="list-style-type: none"> ・(リスク評価等を基に) レコメンダーシステムが子ども向けフィードから子どもにとって特に有害なコンテンツを除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒的フィード提供時の保護者同意取得 (ニューヨーク州) ・未成年の長時間利用を誘発する設計の禁止 (カリフォルニア州) ・深夜帯の通知禁止 (ニューヨーク州)
プライバシーの保護 (非公開アカウント・通報/ブロック機能・データ取得制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種プライバシー保護設定のデフォルト化 (アカウントの非公開、DM相手の制限等) ・ブロック・ミュート機能の提供 ・プラットフォーム外での行動データの収集禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが投稿したコンテンツへのコメントのオフ機能の提供 ・ブロック・ミュート機能の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定の高水準化 (カリフォルニア州) ・必要以上の個人情報の収集・使用禁止 (ユタ州)
発信に係るリスクからの保護 (発信機能の制限・不適切な発信時の警告表示)		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが有害なコンテンツを投稿したときに支援策を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・DM相手の制限、アカウントの非表示等の措置 (ユタ州)
ペアレンタルコントロール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向けツール提供の推奨 		

国・地域	法令等	リスク評価に係る内容
EU	デジタルサービス法 (DSA)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超大規模オンラインプラットフォーム・超大規模検索エンジンに対し、指定から4か月以内（その後は年に一度）にリスク評価を実施し報告書を提出する。 ・ リスク評価においては、特に以下の要因が影響しているか考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ レコメンダーシステム及びその他のアルゴリズム・システムの設計 ・ コンテンツ・モデレーション・システム ・ 利用規約及びその実施 ・ 広告の選択及び提示システム ・ データ取扱いに関する提供者の慣行 ・ 評価結果に応じてリスク軽減措置を講じる。
イギリス	オンライン安全法 (OSA)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制対象のユーザ間サービス・検索サービスに対して、子どもがアクセスしうるサービスであると評価された場合、利用する子どものリスクはどれぐらいかリスク評価を行う。 ・ リスク評価においては、各コンテンツタイプに「無視できる」、「低リスク」、「中リスク」、「高リスク」のリスクレベルを割り当てることで評価する。 ・ 評価結果に応じて、「子どもの保護に関する行動規範」で提示された推奨される対策を講じる。
オーストラリア	クラス1コンテンツソーシャルメディアサービス業界規範	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世界の月間アクティブユーザ数が3,000万人以上などの条件を満たすSNSに対し、リスク評価を義務付け。 ・ リスク評価においては、オンライン安全法で規定しているクラス1コンテンツについて評価。 ・ 評価結果に応じて、リスク軽減措置を講じる。 <p>※クラス1コンテンツとは、児童性的搾取素材や犯罪及び暴力、薬物など国内での上映や販売が禁止されるコンテンツ。</p>
米カリフォルニア州	年齢適正設計規範法 (施行差止め)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが利用し得るサービスに対し、機能の提供開始前にリスク評価を義務付け。 ・ リスク評価においては、子どもの権利や安全へのリスクを評価し、データ保護影響評価 (DPIA) を作成・保管する。 ・ 評価結果対応に応じて、リスク軽減措置を講じる。

プラットフォームサービスの設計上における青少年保護

- スマートフォンにおけるインターネットの利用形態は、大きく**Webの閲覧**と**アプリの利用**で区別できる。
- 青少年のインターネットの利用に伴い発生するリスクについて、新たなリスクが生じ、技術的保護策で対応できている部分がある一方、**対応が事業者の自主的な取組に委ねられている部分も存在する。**



※第3回WG
資料3にて使用

20

プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組

※青字：カスタム設定により制限を強化

		Instagram 	TikTok 
サービスの概要		写真・動画の投稿、ライブ配信、チャット等	動画の投稿、ライブ配信、チャット等
青少年保護機能・措置	リスク評価の実施・公表	-	-
	有害情報の閲覧防止	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：自殺、自傷行為、摂食障害に関連する検索結果の非表示 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：未成年に不適切な可能性のあるコンテンツの表示を制限、「成人の視聴者を想定したコンテンツ」や「複雑なテーマを含む動画」が自動的に除外 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限
	依存の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限 ・利用時間の制限：視聴時間が60分を超過するとアプリを閉じるよう通知、夜間はスリープモードが適用され通知停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限：類似性チェックにより、多様なコンテンツが表示される ・利用時間の制限：1日60分の視聴時間制限（パスコードの入力が必要）、1日100分以上利用した場合の視聴時間を設定を促す通知、視聴時間を振り返る通知が毎週送信、夜間の通知の停止、午後10時以降に利用している場合の瞑想エクササイズを表示 ・その他：ギフトの購入制限
	プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：（13～15歳）非公開アカウント、ライブ配信の制限、DM相手の制限 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限：外部アプリから未成年のデータへアクセス不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：アカウント非公開、ライブ配信の制限、投稿したコンテンツの他者によるダウンロードやリミックスが不可 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限
	発信に係るリスクからの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限：（13歳～15歳）ライブ配信の制限、DM相手の制限 ・不適切な発信時の警告の表示：人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとするすると再考を促す警告が表示、ヌードが含まれる画像の送受信に警告を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限：（13～15歳）DM機能オフ、ライブ配信の禁止 ・不適切な発信時の警告の表示：コミュニティガイドラインに違反する内容を含むコメントを投稿しようとした場合、警告が表示
	ペアレンタルコントロール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの確認：報告と違反に関する状況、フォロー・フォロワーリスト、利用時間、DMの相手 ・利用時間の制限設定 ・コンテンツの閲覧制限設定：コンテンツ制限レベルの緩和の承認 ・プライバシー設定の変更：保護者の同意が必要 ※制限の緩和のみ ・その他：「ティーンアカウント」の自動設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの確認：利用時間、ブロックしたすべてのアカウント、フォロー・フォロワーリスト ・利用時間の制限設定 ・コンテンツの閲覧制限設定：未成年には適していない可能性があるコンテンツの表示が制限可能 ・プライバシー設定の変更：アカウントの公開範囲の管理

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

※第3回WG
資料3にて使用

21

プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組

※青字：カスタム設定により制限を強化

	X 	YouTube 	LINE 
サービスの概要	テキスト・写真・動画の投稿、チャット等	動画の投稿・視聴、ライブ配信等	メッセージング、音声・ビデオ通話等
青少年保護機能・措置			
リスク評価の実施・公表	-	-	-
有害情報の閲覧防止	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：成人向けコンテンツ、ヘイト表現等がタイムラインから排除 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限、閲覧履歴や位置情報に基づく広告表示の制限設定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：未成年が連続視聴すると悪影響があるコンテンツに対する安全対策、制限付きモードの設定 ・広告の制限：パーソナライズされた広告を配信不可、特定コンテンツの未成年への配信の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施：（オープンチャット）特定のトークルームの露出制限・内容確認、モニタリングの優先・厳格対応 ・セーフサーチ：（オープンチャット）法的年齢制限のあるカテゴリ等の検索結果非表示 ・広告の制限：特定コンテンツの未成年への配信の制限
依存の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限：動画の自動再生をオフに可能 ・利用時間の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限：自動再生機能がオフ、低年齢向けの動画においては「質の高いコンテンツの原則」を設け、教育的価値や信頼性が高い動画を優先的に推奨（ショート動画の視聴時間の制限 ※日本では未導入。近日中に対応予定） ・利用時間の制限：休憩を促すリマインダーを表示、就寝時間リマインダーが午後10時に表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限 ・利用時間の制限
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：非公開アカウント、DM相手の制限、メールアドレスや電話番号によるアカウント検索機能のオフ ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：動画のアップロードは非公開設定 ・通報/ブロック機能：特定のユーザーのコメント、メンションをブロック可 ・データ取得制限：こども向けコンテンツではデータの収集・使用を制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：友だち追加制限（電話番号、LINEID）、特定カテゴリのオープンチャットの参加制限 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限
発信に係るリスクからの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限 ・不適切な発信時の警告の表示：人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとするすると再考を促す警告が表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限：16歳未満はライブ配信禁止、13歳未満はコメント・投稿が不可、こども向けの動画ではコメントが不可 ・不適切な発信時の警告の表示：コミュニティガイドラインに違反したコンテンツを投稿しようすると違反警告が表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限：（オープンチャット）自動削除されるNGワードを設定 ・不適切な発信に係る警告の表示：（オープンチャット）発信リスクに係る警告を表示
ペアレンタルコントロール機能		<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの確認：YouTube視聴・検索履歴の閲覧、こどものチャンネルの概要、アップロードした公開動画等の数等の共有 ・利用時間の制限設定 ・コンテンツ閲覧制限：特定コンテンツの非表示 ・プライバシー設定の変更：公開範囲の管理 ・その他：アプリ内購入機能が制限可能 	

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

- 各媒体において、広告掲載基準が定められ、青少年保護に配慮した取組も実施されている。
- 特定のコンテンツについて、未成年への配信を制限はいずれの媒体でも実施されているが、広告のパーソナライズの制限やターゲティングの制限には対応にばらつきがある。






媒体	広告掲載基準	広告掲載基準のうち、特に青少年保護に係る規定	
		有無	詳細
Google	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告のパーソナライズの無効 ● 未成年への配信の制限：性的な成人向けコンテンツ、アルコール、タバコ、危険ドラッグ、身体改造・減量、懸賞、花火や武器といった危険なコンテンツ、ギャンブル、カジノ、医薬品・サプリメント、暴力、金融、政治・宗教、性的・恋愛、スパイ行為、大人向けオンラインコミュニティ ※13歳未満と、13歳以上17歳以下で強度が異なる
YouTube	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告のパーソナライズの無効 ● 未成年への配信の制限：子どもにとって不適切なメディア・ビデオゲーム、出会い系・交流サイト、美容・減量、食品・飲料、違法または規制対象の商品、政治的・宗教的な広告、アダルトコンテンツに関する広告、有害なコンテンツ、暴力的なコンテンツ
Meta (Instagram、Facebook)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナライズの制限 ● ターゲティングの制限：性別、市区町村レベルの狭い地域、興味関心データは使用不可 ● 未成年への配信の制限：アルコール、デート・出会い、健康・美容、タバコ、医薬品、金融、オンラインギャンブル、オンラインゲーム、一部の性的コンテンツ等
TikTok	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナライズの制限 ● ターゲティングの制限：性別、購買力、世帯年収、興味関心データ等の利用禁止 ● 未成年への配信の制限：アルコール、金融、ギャンブル、ヘルスケア・医薬品、政治宗教、未成年者の健康や安全を危険にさらす可能性のある素材、成人向け、危険物、知財侵害、暴力、体重管理等
X	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナライズの制限 ● ターゲティングの制限：未成年のみを対象としたターゲティング不可 ● 未成年への配信の制限：アルコール、武器・弾薬、花火、タバコ、規制物質等、薬物、ダイエット商品、健康補助食品、賭博商品、タトゥー・ボディピアス等、性的な商品、性的な成人向けコンテンツ等
LINE	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告のパーソナライズ・ターゲティングの制限：（Yahoo!広告においてパーソナライズ・ターゲティングの制限。2026年春にプラットフォーム統合後の「LINEヤフー広告」に適用予定。） ● 未成年への配信の制限：年齢制限表記義務あるいは未成年への配慮義務（アルコール、公営競技、宝くじ、スポーツ振興くじ、結婚紹介業、婚活パーティ等、出会い系、金融系）

日本におけるプラットフォームサービスの年齢確認方法

※第3回WG
資料3にて使用

23

- 利用開始時の年齢確認方法について、自己申告で生年月日を入力する手法が多く取られているところ、LINEでは携帯電話事業者の登録情報に基づき年齢を確認している。
- 利用中の措置について、他の利用者からの通報やコンテンツなどからの検知に基づき、利用者が対象年齢未満であることが疑わしい場合には、身分証の提示などによる確認方法が一部取られている。

	利用開始時の年齢確認方法	利用規約上の対象年齢に関する記載	(利用中) 対象年齢未満であることが疑わしい場合における利用者年齢の確認方法	対象年齢未満の利用者への対応
Instagram 	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用した検知システムにより13歳未満の可能性が高い利用者(投稿やプロフィール、コンテンツ)を検知 ・利用者からの報告 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書による確認やYoti社の顔ベース(自撮り動画)の年齢予測ツールによる年齢確認を実施 	・アカウントの削除
TikTok 	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満と疑われる利用者の通報 ・コンテンツ審査(13歳未満の子どもが単独で写っているコンテンツを検知、当該アカウントの自己紹介欄やプロフィール写真、ユーザー名や他の投稿を含めて審査) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢の認証(身分証等による確認) 	・アカウントの停止
X 	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満と疑われる利用者の通報 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類を提出し年齢確認 	・アカウントの凍結
YouTube 	Googleアカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより保護者によるアカウント設定が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ※日本では非適用、今後展開予定 ・機械学習を活用し、アカウントが同意年齢未満の利用者によって所有されていることを示すシグナルを特定 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13歳以上であることを証明する政府発行の身分証又はクレジットカードを提出するか、Family Linkを通じて管理されたGoogleアカウントを作成することが求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日以内に管理機能の設定または年齢の証明をしない場合、アカウントが無効化 ・その後30日後に、アカウント情報を削除
LINE 	携帯電話事業者の登録情報に基づく年齢確認	12歳以上 (利用推奨年齢)	(保護者の監督下での利用が想定されていることから、利用推奨年齢未満であることのみを理由として利用制限等の措置は想定していない)	(利用推奨年齢未満は、利用規約上の利用禁止年齢ではない)

国・地域	法令等	年齢確認に係る内容	(参考) 事業者の対応
EU	デジタルサービス法 (DSA) に基づく未成年保護ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 対象サービス：(推奨) 青少年に対してリスクの高いサービス 推奨される年齢確認手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書やID等による「年齢確認」(①) <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府発行のIDウォレットの利用 ・ EU年齢確認ソリューションの利用 ・ 顔認証や履歴等による「年齢推定」(②) <ul style="list-style-type: none"> ※補完的手段 ・ なお、生年月日を入力する等の「自己申告」(③) は、プライバシー、安全性、セキュリティの面から適切ではない方法としている。 	YouTube、TikTok、Instagram、Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後に Instagram、YouTube、TikTokにおいてはアクティビティに基づく年齢推定システムを導入)
イギリス	オンライン安全法 (OSA) に基づく極めて有効な年齢認証に関するガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> 対象サービス：(義務) ポルノ等のコンテンツに遭遇するサービス (推奨) その他のサービス 推奨される年齢確認手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「極めて有効な年齢認証」 <ul style="list-style-type: none"> 銀行の年齢データ利用、写真付き身分証明書との突合、顔写真のAIによる年齢推定、クレジットカードの確認、メールアドレスによる年齢推定 (登録先サービス等での認証)、デジタルIDサービス等 ※EUにおける①と②に相当 ・ 一方で、自己申告 (③)、18歳未満でも使える決済手段での確認等は単独で信頼できる年齢認証方法として認められない。 	YouTube、TikTok、Instagram、Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後に Instagram、YouTube、TikTokにおいてはアクティビティに基づく年齢推定システムを導入)
オーストラリア	オンライン安全法2024改正法に基づく「合理的措置」に関するガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> 対象サービス： <ul style="list-style-type: none"> (推奨) 16歳未満のオーストラリアの子どもがアカウントを登録することを防止する「合理的措置」を行わなければならないサービスとして指定されたSNS 推奨される年齢確認手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多層的な「年齢認証」 <ul style="list-style-type: none"> 個人の年齢・年代を確認、推定、推測するために使用される様々なプロセスを指し、「年齢推定」、「年齢推論」、「年齢検証」が含まれる。※EUにおける②と③に相当 クロスプラットフォーム認証や相互運用可能なソリューションを年齢認証プロセスに組み込むことも検討すること。具体例として以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上流サービス (アプリ最新サービスなど) からの年齢情報の共有 ・ 同一企業が運営するサービス間での同意に基づく年齢認証情報の共有 ・ 年齢認証措置が信頼性の低い結果を生じた場合、確実な年齢認証が行われるまで、追加の安全対策 (特定コンテンツや機能へのアクセス制限など) を行う。 	YouTube、TikTok、Instagram、Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後のアクティビティに基づく年齢推定等は複数のサービスで実施)

提供者／提供形態	概要
<p>Apple (Declared Age Range API)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本APIにより、アプリ事業者はこどもの「Apple Account」に関連づけられた年齢範囲の情報を確認可能（こどものプライバシーに配慮し、生年月日の情報は取得されない）。 アプリ事業者は3つの閾値を設定することが可能。例えば、閾値を「13歳・15歳・18歳」と設定した場合、「under 13, 13+, 15+, 18+」という4つの年齢範囲となり、どの区分に該当するか確認できることとなる。 保護者がデータ共有を明示的に同意した場合にのみ、アプリ事業者は年齢範囲の情報を確認可能。 本APIは、iOS26から対応した機能。
<p>Google (Play Age Signals API)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本APIにより、アプリ事業者は「Google Account」に関連づけられた年齢範囲の情報を確認可能（プライバシーに配慮し、生年月日の情報は取得されない）。 アプリ事業者は3つの閾値を設定することが可能。例えば、閾値を「13歳・15歳・18歳」と設定した場合、「under 13, 13+, 15+, 18+」という4つの年齢範囲となり、どの区分に該当するか確認できることとなる。 ユーザー又は保護者がデータ共有を明示的に同意した場合にのみ、アプリ事業者は年齢層の情報を確認可能。 本APIは、グローバルに展開される予定であり、現在各地域の法規制等を踏まえつつ開発・検討を進めている段階（2026年3月17日よりブラジルで提供開始）。
<p>デジタル庁 (スマートフォンのマイナンバーカード)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により、マイナンバーカードの属性証明機能（氏名、住所、生年月日等）をカード代替電磁的記録としてスマホ搭載が可能となっている。 iPhoneは2025年6月24日から対応開始。Androidは2026年秋頃に対応予定。 属性証明機能のスマホ搭載に際し、マイナンバーカードの「署名用電子証明書」の提出が必要となるため、署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満については住基カードにおける取扱いと同様に原則として発行していない。そのため、15歳未満ではスマホ搭載が原則不可となる。
<p>携帯電話事業者 (利用者年齢情報)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話事業者が、携帯電話回線契約時等において取得した利用者年齢情報を提供するもの。 MNO 4社及び一部のMVNOのみ、利用者年齢情報を提供（一部有償）。

- プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢と、各アプリストアのレーティングはおおむね類似。
- 他方、LINEについては対象年齢とGoogle Playのレーティングに差異がある。

	利用規約上の対象年齢 に関する記載	App Store	Google Play
Instagram 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
TikTok 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
LINE 	12歳以上 (利用推奨年齢)	13+	3+
X 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	16+	12+
YouTube 	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより 保護者によるアカウント設定が必要)	13+	12+

注： App Storeでは、「年齢制限指定」（以下、「年齢制限」を「レーティング」という。）に関する質問に対してそれぞれのアプリ事業者が回答するプロセスを通じてレーティングが判断される。アプリ規約上の利用対象年齢が、このプロセスを通じて割り当てられたレーティングよりも高い場合には、レーティングを高く設定することも可能。

■ Apple及びGoogleは、一部の国・地域において、個別の法令や審査機関などに基づいた基準を設定。

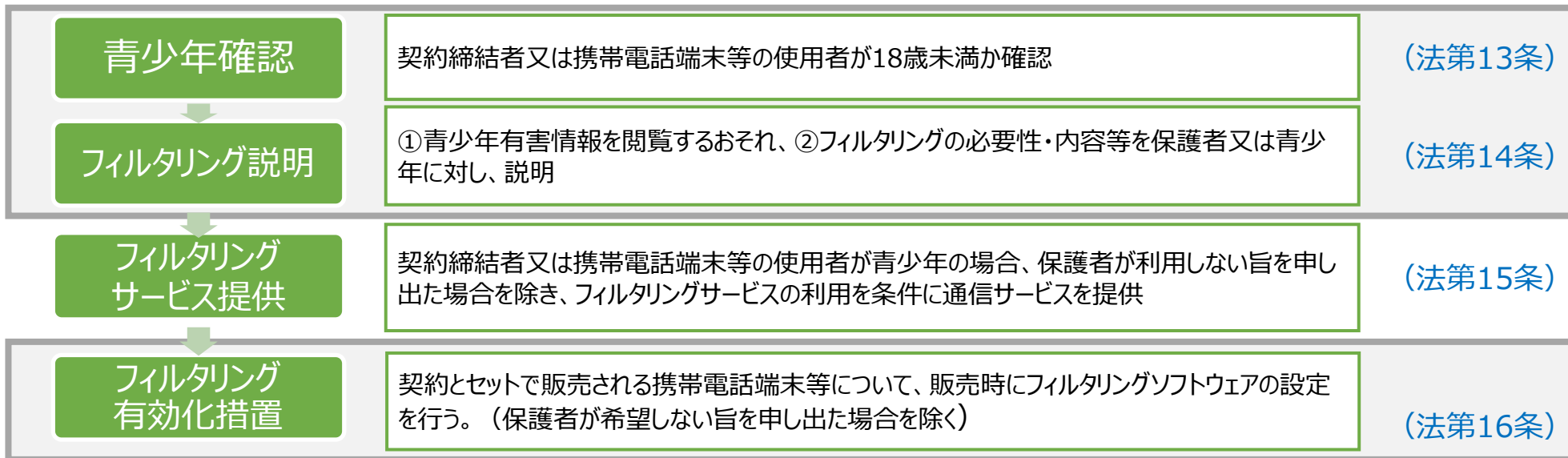
	Apple		Google	
	個別基準	根拠	個別基準	審査機関
オーストラリア	○	コンピュータゲームの分類に関するガイドライン	○	オーストラリア等級審査委員会 (ACB)
ブラジル	○	ブラジル法務省(MOJ)の要請	○	ブラジルのアドバイザーレーティング (ClassInd)
韓国	○	ゲーム物管理委員会(GRAC)	○	ゲーム物管理委員会 (GRAC)
南北アメリカ			○	エンターテインメント ソフトウェア レイティング 委員会 (ESRB)
ヨーロッパと中東			○	汎欧州ゲーム情報 (PEGI)
ドイツ			○	ソフトウェア事前審査機構 (USK)

フィルタリング機能の改善

■ 青少年インターネット環境整備法〔2008年6月11日成立、2017年6月16日改正法成立、2018年2月1日改正法施行〕

携帯電話事業者及び代理店に対して、以下を義務付け

※灰色線の枠内は、平成29年の改正で追加された義務



(注) その他 上記「青少年確認」において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

■ 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスによる閲覧制限の対象（一例）

種類 (モード)	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
制限対象	ゲーム、動画、音楽など			
	懸賞、成人娯楽など	懸賞、成人娯楽など		
	SNSなど	SNSなど	SNSなど	
	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など

OS事業者のペアレンタルコントロール機能と携帯電話事業者のフィルタリング機能

- OS事業者において、利用時間の管理、アプリのインストールや利用の制限等ができるペアレンタルコントロール機能が提供されている。
- 携帯電話事業者等には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている。

OS事業者が提供する主なペアレンタルコントロール機能

- 利用時間の把握・制限
 - ・各アプリの使用時間等のデバイスの全体的な使用時間について把握可能
 - ・各アプリの使用時間の制限や、深夜などの特定時間の利用制限が可能



- アプリの使用制限
 - ・成長度合（年齢）に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

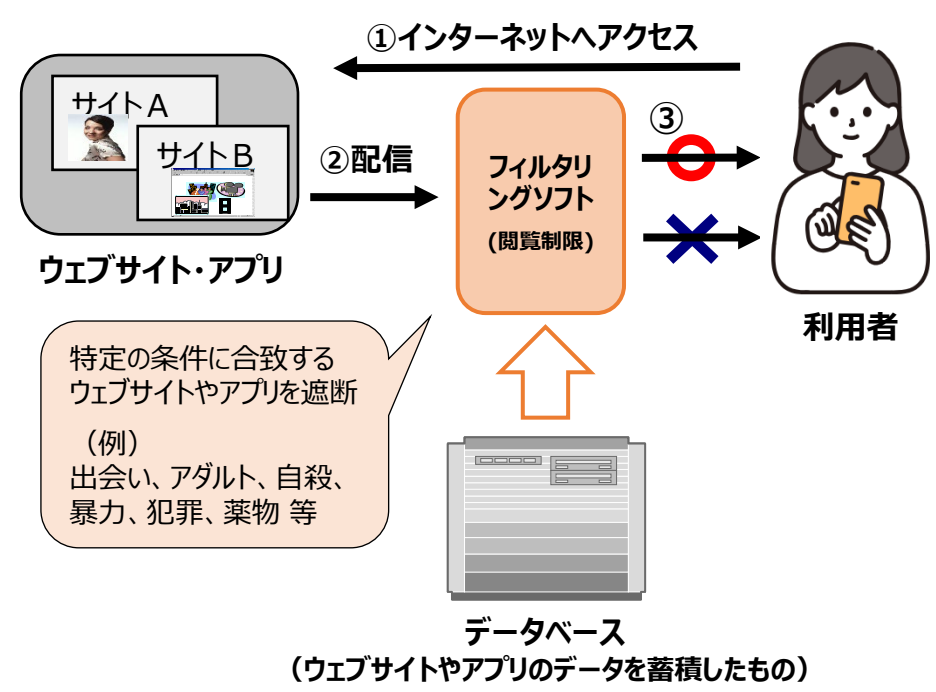
(例)

レート	内容
4+	4歳未満の子どもに不適切
9+	9歳未満の子どもに不適切
13+	13歳未満の子どもに不適切
16+	16歳未満の子どもに不適切
18+	17歳未満の子どもに不適切



※画像・仕様はiOSのスクリーンタイムより

携帯電話事業者が提供するWebフィルタリング機能



対象

- **13歳未満の場合**、保護者等が代理でアカウントを作成し、設定可能
- 13歳以上の青少年についても、同様の機能を設定可能

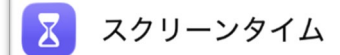
設定方法

- 「設定」からファミリー共有をし、保護者のApple Accountと青少年のアカウントを紐づけ
- 青少年が利用する端末でも設定可能（パスコードを設定）



▲ファミリー共有

機能



- Webフィルタリング：成人向けのコンテンツの制限、許可されたWebサイトのみへのアクセス
- アプリフィルタリング：AppStoreにおけるレーティングに基づくダウンロード制限、個別アプリの非表示設定
- 利用時間の把握、制限
- 位置情報の把握
- アプリ内課金の制限
- 通信・通話相手の制限（通話、FaceTime、メッセージ）
- **ヌード画像が含まれる写真またはビデオを送受信した場合の警告表示**



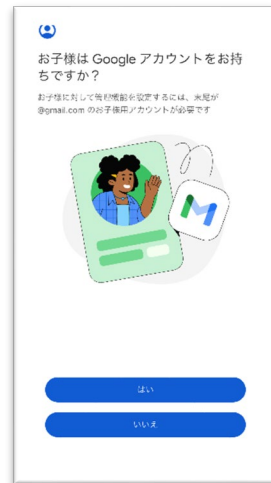
▲警告表示のイメージ

対象

- **13歳未満の場合**、アカウント作成にファミリーリンクの設定が必須
- **13歳以上**についても、**一部の機能を設定可能**

設定方法

- 「ファミリーリンク」アプリをダウンロードして、保護者のGoogleアカウントと青少年のアカウントを紐づけ



機能

- Webフィルタリング：Chromeの制限と同様
- アプリフィルタリング：Google Playの制限と同様
- 利用時間の把握、制限
- 位置情報の把握
- 広告のパーソナライズの無効化、及びデリケートな広告カテゴリの広告配信の制限
- 各種Googleサービスの利用制限や保護機能の管理
- Google Play：レーティングに応じたダウンロード制限、課金の制限
- YouTube：コンテンツのレベルの設定等
- Chrome：不適切なWebサイトの閲覧制限（ALSIが提供するURLデータに基づいてフィルタリング）、セーフサーチの設定、個別URLの閲覧制限



環境整備法「青少年有害情報フィルタリングサービス」として求められる機能

	ウェブフィルタリング	アプリフィルタリング	発信の制限・見守り機能	利用時間の制限
あんしんフィルター (ドコモ、au、ソフトバンク)	○	△ Androidでは可能 (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)	×	○
あんしんコントロール (楽天モバイル)	○	△ Androidでは可能 (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)	△ Androidでは送受信メッセージの監視機能がある (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)	△ Androidでは可能 (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)
スクリーンタイム (Apple)	○	○	○	○
ファミリーリンク (Google)	○	○	○	○

携帯電話事業者による青少年確認義務

2024年度実地調査（覆面調査）の結果

- 令和7年1月～3月、MNOサービス（4社）、MVNOサービス（10社）、光ファイバインターネットサービス（10社）を対象に、消費者保護ルールの実施状況に関する利用者への説明・応対の実施状況等について調査を実施。
- 青少年インターネット環境整備法第13条※に規定される購入時の青少年確認義務の履行状況について、MNOは84%、MVNOは73%。
※ 契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満か確認する義務
- 調査結果を踏まえ、令和7年7月、対象事業者及び業界団体に対し、消費者保護ルールの遵守について、要請文書を出。

MNO		赤枠内は構成員限り	全体
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認義務】	口頭での確認		76%
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）		8%
	確認がなかった		16%
	N		140

MVNO		赤枠内は構成員限り	全体
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認義務】	口頭での確認		43%
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）		30%
	確認がなかった		27%
	N		146

【参考】これまでのMNOサービス実地調査（覆面調査の結果）

※第3回WG
資料3にて使用

・青少年インターネット環境整備法第13条に規定される購入時の青少年確認義務の履行状況は72～88%。

MNO		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認】	口頭での確認があった	79%	70%	76%	63%	73%	76%
	口頭以外での確認があった（書面、動画、音声ガイダンス等）	6%	11%	7%	9%	15%	8%
	確認がなかった	14%	19%	16%	28%	12%	16%
	N	160	165	165	166	140	140
フィルタリングの必要性・内容の説明がありましたか。 【第14条フィルタリング説明】	あった	93%	77%	73%	85%	94%	85%
	なかった	7%	23%	27%	15%	6%	15%
	N	15	13	51	55	53	52
フィルタリングサービスを使える状態にしてもらえましたか。 【第16条フィルタリング有効化】	はい（無償）	89%	63%	79%	78%	77%	71%
	はい（有償）	0%	0%	2%	4%	4%	0%
	いいえ（自分で設定するように言われ、案内を受け取った）	6%	19%	16%	15%	15%	17%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、それ以上の説明はなかった）	0%	6%	4%	4%	0%	6%
	いいえ（その他）	6%	13%	0%	0%	4%	6%
	N	18	16	57	55	53	52

【参考】これまでのMVNOサービス実地調査（覆面調査の結果）

※第3回WG
資料3にて使用

MVNO		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認】	口頭での確認	46%	62%	55%	53%	54%	43%
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）	7%	6%	7%	21%	23%	30%
	確認がなかった	47%	32%	38%	26%	23%	27%
	N	254	195	195	195	145	146
フィルタリングの必要性・内容の説明がありましたか。 【第14条フィルタリング説明】	あった	81%	69%	69%	74%	80%	80%
	なかった	19%	31%	31%	26%	20%	20%
	N	89	133	120	144	40	40
フィルタリングサービスを使える状態にしてもらえましたか。 【第16条フィルタリング有効化】	はい（無償）	44%	42%	50%	45%	17%	15%
	はい（有償）					43%	50%
	いいえ（自分で設定するように言われ、案内を受け取った）	23%	37%	23%	35%	31%	18%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、それ以上の説明はなかった）	13%	16%	10%	10%	6%	0%
	いいえ（その他）	19%	5%	19%	11%	3%	18%
	N	30	19	40	40	35	40

【参考】MNOにおける新規契約時の青少年確認方法（必要書類）

赤字：他社との差異	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル
契約可能年齢	<ul style="list-style-type: none"> 小学生以下の名義の契約不可 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生以下の名義の契約不可 ※中学校入学の3か月前から契約可能 	<ul style="list-style-type: none"> 12歳未満の名義の契約不可 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
<対面> 青少年が 契約者 の場合	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の本人確認書類 親権者の「同意書及び本人確認書類」 親権者であることが分かる書類（戸籍謄本、住民票など） ※契約者と親権者の本人確認書類において、名字・住所が同一であることが確認できる場合は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の本人確認書類 親権者の「同意書及び本人確認書類」 		
<対面> 青少年が 使用者 の場合	<ul style="list-style-type: none"> 契約者の本人確認書類 使用者の本人確認書類 		<ul style="list-style-type: none"> 契約者の本人確認書類 使用者の本人確認書類 ※使用者の本人確認書類がない場合、契約者による使用者年齢の申告に基づき確認することが可能 	(使用者である青少年が契約者である場合のみ可)
<オンライン> 青少年が 契約者 の場合	<ul style="list-style-type: none"> 契約不可 	(KDDI・UQ) <ul style="list-style-type: none"> 契約不可（店頭へ誘導）(povo) 13歳以上の名義の契約可 青少年の本人確認書類 親権者の同意書 	<ul style="list-style-type: none"> 契約不可 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の本人確認書類 親権者の同意書
<オンライン> 青少年が 使用者 の場合	<ul style="list-style-type: none"> 対面と同等の書類が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 契約者の本人確認書類 使用者（未成年者）の生年月日を取得 	<ul style="list-style-type: none"> 対面と同等の書類が必要 	(使用者である青少年が契約者である場合のみ可)

注：上記表は青少年であることを確認するために必要となる書類のみを記載しており、契約時に必要となるその他書類（金融機関口座情報など）は省略。

ICTリテラシーの向上





ICTリテラシー向上に関する総務省の主な取組（令和8年1月末時点）

※第3回WG
資料3にて使用

40

名称	内容	主な対象者			公表・周知先		
		青少年	保護者	教職員	総務省HP	教育委員会	関係団体
インターネット トラブル事例集	青少年のインターネット利用に係る最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたもの。 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/	○ (教職員向け ガイドあり)	—	—	○	○	○
e-ネットキャラバン	インターネットの安心・安全な利用のための、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座。 https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/	○	○	○	○	○	○
ICTリテラシー 啓発教育教材	デジタル空間での特性を理解し、新たな課題にも対処できるICTリテラシーを身につけるための教材（青少年、保護者、シニア向け）。 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/Ictliteracy_for_yps/	○ (教職員向け ガイドあり)	○	—	○	○	○
インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報にだまされないために～	受講者が、偽・誤情報について知り、それに備えることができるように設計された啓発教育教材。 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojhouhou/	○ (教職員向け ガイドあり)	○	—	○	○	○
DIGITAL POSITIVE ACTION	ICTリテラシー向上のための官民が連携した意識啓発プロジェクト。 https://www.soumu.go.jp/dpa/	○	○	○	○	○	○

スマホソフトウェア競争促進法関係

選択画面（チョイススクリーン）	サードパーティストア	アプリ外決済サービス
<ul style="list-style-type: none"> デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置（12条1号イロ、2号） 	<ul style="list-style-type: none"> サードパーティ事業者によるアプリストアの提供、スマホユーザーによるサードパーティストアの利用を妨げる行為を禁止（7条1号） 	<ul style="list-style-type: none"> 関連ウェブページ等における取引等を妨げる行為を禁止（8条2号）
<ul style="list-style-type: none"> iPhone及びAndroid端末においては、一部を除き令和7年12月以降順次チョイススクリーンが表示。 青少年が使用するスマートフォンにおいて、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスを引き続き利用する場合には、デフォルトブラウザを再設定するなどの手続きが必要になる場合がある。 総務省では、上記の内容について全国高等学校PTA連合会・日本PTA協議会に対し周知の協力を依頼。 また、第2回青少年保護WG資料にて再設定の方法を周知。 同様の内容を公正取引委員会特設サイトに掲載。 2025年公正取引委員会チョイススクリーン特設サイト 公正取引委員会 公正取引委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、以下のようなサードパーティストアの出現を確認。 <p><iOS></p> <ul style="list-style-type: none">  AltStore（2019年に運用開始） 日本では、2025年12月のiOS 26.2から利用可能  あっぷアリーナ！（2026年3月31日に運用開始） ソフトバンクグループのBBSS株式会社とAptoide社の共同で運営するゲーム特化型アプリストア <p><Android></p> <ul style="list-style-type: none">  Aptoide（2009年に運用開始） 世界ユーザー3億人以上、100万個のアプリが利用可能  Epic Games Store（2018年に運用開始） 独占販売タイトルの多いゲームストアであり、4000本以上のゲームを配信 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、以下のようなアプリ外決済サービスを確認。 <ul style="list-style-type: none"> モンストWebショップ（MIXI） ドラクエウォークWebストア（スクウェア・エニックス） Cygames WebStore（サイバーエージェント） アプリペイ（デジタルガレージ）等 例として、モンストではアプリ内画面からWebサイト画面に遷移する決済ルートが設定されている。
<ul style="list-style-type: none"> チョイススクリーンの表示に伴う青少年保護の問題は現時点で確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> サードパーティの出現によって生じている消費者トラブル等は現時点で確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> アプリ外決済によって生じている消費者トラブル等は現時点で確認されていない。

その他

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置義務）

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、**当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。**ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

■ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説（抜粋）

第16条の趣旨

本条は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店に対し、その役務を提供する契約の相手方又は特定携帯電話端末等の使用者が青少年である場合に、原則として、**携帯電話端末や携帯電話回線を利用するタブレット端末等の販売時に青少年有害情報フィルタリングサービス有効化措置を講じフィルタリングの設定を行う義務**を課すものである。

第16条の解説 「青少年有害情報フィルタリングサービス有効化措置」

青少年有害情報フィルタリング有効化措置は、「インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置」をいい、**具体的には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのインストール・設定（アプリの起動制限に関するOSの設定を含む）を想定**している。

第5条の規定により関係事業者に対して「青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする」措置を講ずる努力義務を規定した趣旨を踏まえて、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びその契約代理店が行う青少年有害情報フィルタリング有効化措置については、青少年有害情報の閲覧の制限を実効的に行いうる程度にまで行うことが期待される。